

令和3年7月29日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市保健福祉審議会
会長 山口 泉



厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正について（答申）

令和3年7月12日付けで諮問のあった厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正について、本審議会において慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申いたします。

答 申

「厚木市心身障害者福祉手当支給条例」は、心身障害者に対し心身障害者福祉手当を支給することにより、その更生と生活を援助し、心身障害者の福祉の増進を図ることを目的に昭和48年に制定されたものである。

障害者手帳所持者が毎年増加し、手当の支給対象者及び支給総額も増加している中で、現行制度のまま継続するには、多額の財源が必要となる。

今回、当審議会に諮問された厚木市心身障害者福祉手当支給条例の一部改正は、限られた財源を有効に活用し、障がい者やその家族が真に求めるサービスへの転換に対応するために行うものであり、適正な改正であると判断した。

なお、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 手当の対象要件を見直すことにより生活に困る人が出ないように十分配慮されたい。

2 貴重で限りある財源を有効に活用し、障がい者の誰もが享受できる相談事業、地域における相談支援体制の充実に取り組まれたい。

3 本見直しの内容については、市民へ丁寧に周知されたい。

厚木市保健福祉審議会 会長 山口 泉
職務代理 渡邊 治代
委員 有路志津子
委員 内井 嘉己
委員 勝亦 悅郎
委員 川原 由美
委員 畠山 香織
委員 小林 廣子
委員 笹山恵一郎
委員 野村 直樹
委員 前頭 七恵
委員 古座野里美
委員 丸山 浩
委員 栗山 仁